

第67回京都大学11月祭全学実行委員会（第2回）

2025年6月20日（金）

【注意事項】

- 注意1 本会議のレジユメは、参加者に配布しております。
- 注意2 本会議のミーティングのURLやレジユメ、議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意4 発言時には、団体名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

（Google Meet参加者）

- 注意9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意11 議決・承認は、Google Meetの「挙手」機能を使用して行います。
- 注意12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意13 本会議は、本日21:00には閉会します。

【議事録】

提案1の「全学実行委員会の透明化に関する提案」はAによって提起されたものである。

開会時刻 19:00

閉会時刻 21:19

委員長：時間になったので始める。全学実行委員会委員長の竹川である。注意事項を確認する。（注意事項読み上げ）「第67回京都大学全学実行委員会への提案」のレジュメを確認してほしい。「(1)議事(案)」について意見等あるか。

A：提出しているレジュメの「全学実行委員会の透明化に関する提案」を扱いたい。議事4の後に扱われることを希望する。

委員長：この提案について異議・質問等あるか。ないようなので議事5として扱う。他に意見等あるか。

北部祭：北部祭委員長だ。次回までに、北部祭典と11月祭の、例年出している独立宣言を出そうと考えている。この場で言わなければならないことがあるようであれば、ご指摘いただきたい。

委員長：本件に関して、11月祭事務局から回答を求めたい。

事務局：事務局としては、次回までに扱うのであれば、この場で言うことはない。

委員長：こちらの回答で問題ないか。

北部祭：問題ない。

委員長：そのほか何かないか。無い様であれば、議事(1)「Giving Campaign参加の提案」を扱う。

事務局：（「第67回京都大学全学実行委員会への提案」の「2. Giving Campaign参加の提案」読み上げ）

委員長：本案について、意見等あるか。

B：資金状況の改善のため、とあるが、昨年度Giving Campaignによってどのくらいの収入があったのか伺いたい。

事務局：配当金の確保を関係者以外に共有することは禁じられているため、口頭のみで公開し、議事録にはパスワードを掛ける。

委員長：他に意見等あるか。

A：費用対効果を考えると、他の業務を行ったほうが良いのでは、という考え方もあると思うが、事務局はどう考えるか。

事務局：資金確保の機会は限られているため、減らすことは避けたいと考えている。

A：資金繰りが大変である、ということは重々承知している。資金繰りに関して、事務局として業務の効率化、費用の圧縮等考えていることはあるか。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：費用の圧縮については現状かなり努力している。そのため、収入の増加を検討している。

A：私も、他のサークルでGiving Campaignに参加しているのでわかるが、投票によって資金を得た後、手数料を引いた分の資金を得ることが出来るという制度だと認識している。その手数料が、8%程度で、かなり大きかったと思う。今まで事務局が行っていたように、資金援助を直接依頼していく形の方が、費用対効果の観点などから良いのではないかと考えられる。したがって、そこまですまみがないように思えるため、再考してもよいのではないだろうか。

事務局：今迄直接援助していただいていた団体がやることで、手数料の分マイナスになるということはその通りですが、今までの形式は個人賛助という形で継続しており、11月祭や全学実、事務局を知らない人に対して新規に援助を募る、という意味で行うと考えている。

A：その覚悟があり、内容も把握しているのであれば、これ以上言うことはない。

委員長：他に意見等あるか。以上の内容に賛成の方は挙手を願いたい。

(全員挙手) 全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：続いて、議事(2)に進む。

事務局：第67回京都大学11月祭の予算は、レジュメ「第67回京都大学11月祭」に記載のとおりである。

委員長：以上の案について、指摘等はあるか。特にないようなので、承認に移る。先ほどは、承認の手法に関して、挙手と表現し、申し訳なかった。承認の方は、拍手をお願いします。

(全員拍手) 全員の賛成が得られたため、承認とする。

続いて、議事(3)「学外者の介入防止に関する規制の提案」にうつる。

事務局：別紙2「学外者の介入防止に関する規制」を確認してほしい。

委員長：以上の案について、ご異議等はあるか。

B：本規則に対して、細かいところもあるが質問をしたい。

3.1「学外者」の定義について、京都大学の教職員について、例えばゼミ単位で出展をすることなどあるかと思うが、その場合は学外者ではない、という扱いになるか。

3.2「学外者の介入」のところ、どのような内容を想定しているか。

3.3「学外者からの援助」について、「学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けること」について、学外者に当たる人間から車を貸してもらい、農家から野菜をもらう、などすべてについて申請が必要ということになるか。

6.1「企画の主体が企画出展者であるが、学外者であるか」の「～実施されているか」というところで、当日運営する、例えばご飯を作る、外で呼び込みをする等といった人員についても規制をすることか。また、「企画の準備及び当日の実行に参与する京大生の数と京大生以外の数の割合」というところで、たとえば、インカレサークルが参加する場合、代表者は京大生で、構成員のほとんどが他大性である場合、また、代表者が学外者で、そのほかの構成員のほとんどが京大生である場合は、割合で判断というようなことは、いささか無理があるように思われる。

6.1「当該援助によって自他の企画の自主的・主体的な活動が妨げられるかどうか。」で

「援助の見返りとして要求されているものの程度や、学外者による広告の露出が過度でないか」とあるが、見返りとして求められているものについて、企業などであれば判断がつくとは思いますが、個人であった場合に、見返りとして渡すものが過剰だ、などの判断が難しく、主観的になってしまうのではないかと感じる。

以上の点について、事務局からの意見を聞きたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

委員長：もう少し時間を取るか。

事務局：お願いしたい。

事務局：順に回答していく。

1点目、京都大学の教職員は、京大生ではないため、学外者となるが、挙げていただいたゼミなど、事象に応じて判断する。

2点目、不当な利益の内容について。学外者の広報宣伝につながるようなものや、結果的に、学外者が利益を得るようになることを、「不当な利益」としている。

3点目、例示された物品等について、基本的に物品であれば申請の対象となるが、判断したいのはそれによって対価を求められているか否か、が判断基準の一つとなるので、それを考慮して判断する。単に仕入れとしてのみ学外者と関わる場合には、申請の対象外になると考えている。

4点目、企画の実施について。インカレサークルの排除を目的としているわけではないので、介入に当たるものとは、考えていない。ただ、京大生一人を名目上の代表者に指定して行うといったような場合においては、別途考える。割合についても、企画の状況は多種多様であるため、単に何割と基準を設けて運用することはしない。

5点目、個人の場合、主観的になってしまう部分はあると思うが、京大生の自主的・主体的活動に支障があると判断される場合には規制をかけることとなる。

現状いただいた質問については、以上である。

B：教職員については、学外者であるが、基本的には学内者として扱うということでよいか。

「不当な利益を得ること」のところで、ポスターなどを貼って、11月祭をなにかの広告の場として使うことを、不当な利益としているという認識で良いか。

委員長：これについて意見等あるか。

事務局：1点目は、少々待ってほしい。

2点目については、学外者の広告の場として企画が出展されることが「不当な利益を得ること」であるという認識で問題ない。

事務局：1点目について、学外者の定義は変えない。京都大学の教職員について、学内者として扱うことはしないが、インカレサークルの他大生やサークルのOB・OGなど等と同様に扱い、団体の主体が京大生であるかについて重きを置いて、判断する。

B：1点目については承知した。2点目について、そういった理由であれば、「学外者の介入」ということで規制するのは、名称が強すぎるのではないかと感じる。この名称だと、京大生以外が関わるのが良くないことのように取られてしまう可能性があるのではないか。定義と目的を照らし合わせると、学外者が、11月祭の開催を妨害すること、もしくは11月祭を広告の場として、不当な利益を享受する、ということを防ぐものであると思う。そうであれば、「学外者の介入」ではなく、「広告の場として11月祭を利用することを禁止する」などのようにする方が良いと考える。

事務局：こちらの例示として、広告を強くしてしまったので申し訳ない。ほかのパターンとして、例えば、学外者から援助を受け、相手から企画の内容に直接的な指示がなされ、京大生がそれを飲まざるを得ない、というような状況を想定して、総称として「学外者の介入」としている。

B：学外者に指示を受けて、それを飲まざるを得ない、といったような場合は、どうやって、それを判断するのか。実際に行うかもしれないので、具体的に示していただきたい。

事務局：少々待ってほしい。

C：質問をする。

1点目、Bが提示した質問の回答に関して、学外者の定義のところで、「学外者」という名称で京大職員が除外されるのは馴染のない用法だと感じる。教職員も京大の構成員といえるのではないか。規制内容を鑑みるのであれば、「学外者」という名称を変更したほうがいいのではないか。

2点目、Bの質問に関連するが、規制案では学外者の介入が、学外者の援助の延長線上にあるとして、援助内容の申請を求めているのだと思う。それ以上に、学外者の介入について、それがどのようなものか明記し、それを防止する方法を示す。学外者の介入を防止するために申請を求める、という方法では、介入防止としての効果が、弱いのではないかと思う。

A：この議事は、本日中に決議を取る予定か。

委員長：20:20頃を目安に議題を切り上げようと考えていた。事務局として本議題は緊急性があるものか。

事務局：来週の、企画出展に関する質問会までには、内容を固めたいと考えている。

委員長：議論が硬直する場合には、一度議事を切り上げ、Aが提案した議事を扱った後、時間があれば再度議論をすることとする。

B：先ほどの事務局の回答に対して。様々な指摘をしたため、それらに対応された規制案を再度提示していただく方が良いと考えている。質問に対する回答を提示していただいたのみで規制案の承認にうつる、というようなことには承服しかねる、という立場を事前に示しておく。

A：先ほどの発言と同様だが、この内容に関しては、かなり修正が含まれると思われる。また、内容に関して議論が尽くされている状況ではないと考えている。B、Cの質問への回答が済んだ後に、わたしも質問をいくつかしたいと考えている。全会一致の原則を踏まえれば、現状では私はこの議案については賛同できない。次回以降の全学実行委員会の予定などを先んじて決定してもよいのではないかと思う。

委員長：次回以降の円滑な会議を行うために、懸念点を粗方挙げた状態で、議事を切り上げる方向で考えたい。時期に関しては、予定との兼ね合いもあるため、そこが決まってから。

A：では、先に質問をしてよいか。

委員長：問題ない。

A：質問をする。

1点目、第65回京都大学11月祭以前には、企業協賛規制が行われていた。その規制は、企業からなんらかの利益を得ていると捉えられるようなことをしているのを問題としていたので、むしろ学生の自主性・主体性を損ねる規制であったと私は認識している。また規制を、毎年決議を取っていなかったことを問題とし、昨年度私が規制案を全学実行委員会に提案さ

せていただいた。こちらの経緯について、事務局は、どのようにとらえているのかについて、見解を聞きたい。

2点目、本規制は、第68回の11月祭で、どう扱われるかについて、確認をしたい。変更点のみを確認するのか、丸々確認をするのか。

3点目、基準例とあるが、これはあくまで考慮事項であって、それをもって学外者の援助を介入を全面的に防ぐ目的であって、援助を規制したいというわけではない、という認識で良いか。

4点目、異議申し立てについて。企画者が事務局や、全学実に異議申し立てができるということだが、11月祭事務局は、企画出展者への不利益な回答の際に、企画出展者に異議申し立ての権利があることを明示するか。ぜひとも明示していただきたいと考えている。

5点目、過去の企業協賛の規制については、実際に企業協賛があった場合のみではなく、外面上層見えるものに関しても、規制の対象としていたということを、過去に個人的に確認したが、あくまで今回の申請の範囲は、外から援助を受けているように見えるものは申請の必要がなく、実際に援助を受けている場合にのみ申請する必要がある、ということによいか。

質問は以上である。

委員長：質問が多いため、回答の際には、質問の内容も見返したうえで進めていってほしい。

事務局：まず、Bの質問から回答する。

企画出展者から援助内容を申請してもらった際、学外者とどのようなやり取りがあったのか、などを確認する。

Cからの質問。

1点目、学外者という名称に関して、京大生、並びに企画参加者への介入を防止するために、このような名称を提案している。他に案があれば、ご提示願いたい。

2点目、可能な限り介入を防止し、援助を受けることを可能とするため、援助に至った経緯などを申請して頂く形とした。これ以上に効果的な案があれば、ご提示願いたい。

Aからの質問。

1点目、過去に行われていた、企業協賛の一律禁止に関して、自主性を重んじるということに関して、過剰な部分があったと認識している。

2点目、来年度以降については、現在我々が提案でき決定できる範囲を越えていると認識している。

3点目、そのような認識で相違ない。

4点目、事務局が、異議申し立ての権利があることを、明示するかについては、明示さ

せていただく。

5点目、外形的に援助を受けているように見えてしまうものに関して、今回申請対象としているのは、学外者とやり取りをして援助を受けることとなっているものについてである。結果的に、学外者の利益になったような事例に関しては、また別途判断することとする。

B：学外者の介入防止、という名称が、「京大生以外の参加が悪いことである」というように見える内容に関して、事務局がどういう見解を示しているのかを聞きたい。

委員長：事務局がすぐに回答できるのであれば、回答を願いたい。

事務局：京大生以外の参加の是非・善悪に言及するものというより、全学実行委員会が掲げる「自主的・主体的活動」という理念を維持するためのものであると考えている。

B：そうであれば、そのように名前を変えるべきであると思う。

A：私の見解が、事務局と大きくずれていないということはわかった。しかし、全体的にここに書かれている文章だけでは言葉足らずであると考えている。全学実行委員会の場で話している分には規制を敷く背景などを理解が出来るが、一般の企画に説明をする際に、事務局の解釈が絡むようであれば、それは問題ですので、一言一句、規定をすることで解釈の余地を残さないようにしたほうが良いと思われる。結局は、事務局が権力を持って規制しているように捉えられかねないと感じる。そのため、もう少し文言を加えた上で、次回以降の全学実行委員会の場で提案していただきたいと考えている。

C：1点目に関しては問題ない。

2点目に関してだが、Aのおっしゃるとおり、特に企業協賛に規制をかけていた経緯もあり、またBのおっしゃっていたように、具体的な不当な介入のケースについては複数想定されているのだと思う。学外者からの援助を、申請させて、把握するというのは、かなり手間ですし、申請する側としても、どこまで申請すればよいのか迷う部分もあると思う。その迷う部分の大半は規制対象とはならない結果となるのではないかと思う。企画出展者、事務局双方の負担となってしまうのではないかと思う。私としては、企業協賛の形態は、広告の掲示や不当な介入などあるが、そこまで多くの手法はないと思いますので、介入をしようとする学外者にとっては、不当な利益を上げる手段の1つとなっていると考えられる。そのため、援助を申請してもらおうという形よりも、介入の例を提示して、それに当てはまらないものは問題ないとするほうが良いのではないかと思う。

委員長：時間が迫っているので、次の議題に進む。続いて議事5「全学実行委員会の透明化に関する提案」について。提起者のAから説明すべき事項はあるか。

A：趣旨、提案内容はレジュメに記載のとおりである。（レジュメ読み上げ）
1~7の提案のそれぞれについて、事務局側に実行可能かどうかを尋ねたい。

委員長：事務局に回答を求める。

事務局：1については、行う。

2の関係性の図式化については、毎年変更されるものもあり、それも含めて明示が困難であるため、この掲載が適しているとは考えていない。

3について、実施日や、見出しの明記は行う。

4について、全学実行委員会ページ内で、決議・決定事項の明記は行う。

5について、提案者の発言がわかるような、置換の明記は行う。

6について、掲載し続けることは困難であり、わかりやすさの点からも公開が適しているとは考えていない。

7について、現状以上の告知は検討するが、公式LINEなどには制限があるため、ホームページ・公式LINE等すべての広報手段を用いて告知を行うことは確約できない。

A：抽象的で申し訳ないが、事務局はこの全学実行委員会という場を、どういうものにとらえているのか。

委員長：事務局に回答を求める。

C：Aに質問をしたい。

2について、明示するのはどのような意図によるものか。位置づけを明示する必要は一定あるかと思うが、他団体との関係性などを明示する意図を伺いたい。

A：少なくとも、全学実行委員会が、11月祭の最高意思決定機関であることの明示をしたい。その影響範囲、北部祭典とは独立していたり、中間実の企画は含まれていたり、などと複雑な包含関係がある。流動的であることは確かである。

C：北部祭典と違うことや、最高意思決定機関であることの明示に関して意図がわかった。その上で、様々な団体が中間実などを通して、柔軟な形で企画出展を援助していると認識してい

る。明示するとなると、そのような柔軟な運営や企画の出展がやりにくくなってしまう部分もあると考えている。中間実も含めた図式化は過剰ではないか、と考えた次第である。

A：具体的な名称を挙げずに、その他中間実などどいったような、内容でも問題ないと思う。実務的な問題もあると思うので、一旦実現されてからまた意見をお伝えしたいと考えている。

事務局：全学実行委員会は、11月祭に参加する意思を有するすべての人が参加できるものであり、11月祭の最高意思決定機関であると認識している。

A：あまり、もめたくないことはわかったが、ここでの議論を活性化させたくないというようなことは認識した。では、2について伺いたい。全学実行委員会内以外の組織について、名称等を明示しない、という案についてはどのように考えるか。

事務局：認識の確認を行いたいが、来場者や、教育学部祭などのものを省いて、11月祭内のものである、全学実行委員会、11月祭事務局、企画出展者のみを記載するということでよいか。

A：全学実行委員会があり、その下に11月祭事務局があり、学生による企画出展に関する事務を事務局が行っていること、そして全学実行委員会の中に、中間実がある。参加者や、大学なども記入しつつ、その他の北部祭典や教育学部祭などは明示せず、他の団体等として協力関係にあることを示す、ということ想定していた。固有名詞を使わないということは、そういうことである。

事務局：認識は承知した。であれば、明記する。図示のイメージがうまくできるかわからないので、文言でも問題ないか。

A：一度文言という形にしていただき、次回提案をさせていただく。

委員長：では、2に関しては本議案承認以降特に何もしない、ということによいか。

A：図示が必要であると認識したら、再度提案させていただく。

D：先ほどから論点となっている2の提案について、図式・文言という形で明示することについて、明示しないほうが良いのではないかと考えている。Cもおっしゃっていたとおり、「全学実行委員会が11月祭の最高意思決定機関である」ということ、「事務局が全学実行委員会

からの委任を受けて実務を行っている」ということ、そして「全学実行委員会は、公認の団体である」ということしか記載できないのではないかと考えている。その他の団体がどこまで全学実行委員会内に属しているかどうかについては、流動的で、かつ記載すると学生側も分かりづらいのではないかと思う。先ほど述べた内容以上は、あくまで、参加者である、といったような内容で、明示するものではなく、個別のものであると思っている。

A：承知した。ひとまずそのような形まで縮減したもので記載していただきたい。しかし、私としてはDの意見にはあまり賛同できない。全学実に出席している人は、他の組織との関係性は、ある程度納得したうえでこの場に参加している。しかし、出席していない多くの学生にとっては分からない状態となる。関係性が分からない学生が存在することを放置しておくのは、明示をしない限りは、そのようなところに利益にならないということを考えている。また、北部祭典の方が全学実に出席していることの説明が難しくなる。協力関係にあることを知っている人からすれば理解できるが、そうでない人からは理解ができないのではないかと思う。一般学生にとって全学実が出席しやすい場となることを目指してほしいと考えている。したがって、Dの意見内容に関しては、大きく反対を表明させていただく。

委員長：他になにかあるか。

A：2については一旦一致を見たという認識で良いか。

委員長：その認識である。

A：では、6の過年度の議事録について、掲載の継続が困難ということだったが、事務局の作成するホームページのサーバーはそれほど弱いのか。

事務局：技術的な面に関しては、作成者の方に、難しいと確認はしていたが、詳しくまた確認する。

A：個人的にレンタルサーバーを使っているのを知っているが、安くても100GBくらい使えるはずである。技術的な部分から掲載できないのではないと思う。また、なぜ掲載が必要について、出席者と事務局で情報の差が多すぎるからである。同年度の議事の内容についても深く知ることができないような状況の中で、提案に対して、少し気になった部分に対して質問をするというようなことは、よほどなもの好きではないとできないような状況となっている。我々は、過去の内容に関して、アクセスできないので、あまりにも、労力がかかりすぎるため、円滑な議論が進まないし、障壁が高すぎる。このような内容を鑑みたうえでも、掲載に

否定的なのであれば、確認をしたい。

事務局：少々待ってほしい。

A：もし、時間的に厳しいと判断された場合に関しては、1~5のみ議決を取るという形でも問題はないので、表明させていただく。

委員長：提起者からそのような意見があるのであれば、そのように扱う。

C：6に関して提案。過年度の議事録がそのまま掲載される必要性はそこまで感じていない。情報の非対称性についてはそのとおりだと思う。希望がある人が閲覧できる状態であれば良いと考えている。そのため、メール等で問い合わせれば閲覧可能であるという旨を掲載する、というので十分だと感じるし、そのような状態であれば情報の収集は可能であると考えている。もし、事務局の方で、技術的な内容以外でそういったことが難しいのであれば、教えていただきたい。

事務局：そういう問い合わせがあれば、議事録の公開はしようと思う。

委員長：時間の都合から、1~5について、2に一部変更を加える形で承認を取りたい。

6, 7に関しては、次回以降の会議で、承認を取るという形になるが、よろしいか。

B：6についての意見はもう表明しないほうが良いか。

委員長：端的であれば、問題はない。

B：私は公開すべきと考えている。各回のレジюмеで、過去の議論の内容などについて知っている前提での記載が多く存在している。昨年度参加していない者が議論や議決の経緯を知ることが出来ない。そのため、公開は必須であると考えている。

A：おっしゃっていただいたとおりであるが、情報がそこにあるということがわかっているならば、アクセスするコストが少なくなるので、問い合わせという形で、アクセスするコストがある必要が分からない。Dが述べたような過去の話、伝聞の形でしか知ることが出来ない状況は問題である。次回改めて提案をさせていただく。

委員長：では、これ以上はないようなので、承認に移る。

(1)~(5)について、(2)は図示は一旦行わず、文言で記載をすることの承認を取る。賛成の方は、拍手を願いたい。

(全員拍手) 全員の賛成が得られたので、承認とする。

議事は終了とする。ここまで意見等あるか。

A：次回はいつ開催予定か。

事務局：議長の予定もあるので、明言はできないが、なるべく早くの開催を目標としたい。

委員長：調整をさせていただく。それ以外に意見等あるか。

E：議事案が全学実の会場に来てから渡されることとなっているが、可能であれば開催告知とともに、議事案に関しても、決まっていれば、事前に共有していただきたい。

事務局：承知した。しかし、告知のタイミングで公開できないこともある。可能な限り公開を目指す。

委員長：他に意見等あるか。ないようなので、資料へのパスワードの設定に関する話に移る。パスワードの設定を希望する方はいるか。

事務局：Giving Campainの金額に関する部分には、パスワードを掛けさせていただきたい。

委員長：この提案について意見等あるか。

A：金額に関する発言のみに、パスワードを掛けるようお願いしたい。

委員長：事務局はこのような対応で問題ないか。

事務局：問題ない。

委員長：その他の箇所について対応が必要な箇所はあるか。

D：私が当局の介入について、言及した部分には、パスワードを掛けてもいいと思う。

委員長：これに関して異議等なければそのようにしたい。特にないようなので、事務局はその

ように対応していただきたい。それ以外には何かあるか。
特にないようなので、議事録の承認にうつる。上からスクロールする形で確認をお願いしたい。

委員長：議事録の確認が終了したため、承認にうつる。承認をする方は、拍手をお願いします。
(全員拍手) 全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：これにて、第二回全学実行委員会を終了する。